

# 総務文教常任委員会記録

平成29年12月6日

【開催日】 平成29年12月6日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時10分

【出席委員】

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 河野 朋子  | 副委員長 | 伊場 勇  |
| 委員  | 笹木 慶之  | 委員   | 高松 秀樹 |
| 委員  | 長谷川 知司 | 委員   | 宮本 政志 |
| 委員  | 森山 喜久  |      |       |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 議長 | 小野 泰 | 副議長 | 矢田 松夫 |
|----|------|-----|-------|

【執行部出席者】

|                |       |             |        |
|----------------|-------|-------------|--------|
| 副市長            | 古川 博三 | 総務部長        | 芳司 修重  |
| 秘書課長兼大学推進室副室長  | 大谷 剛士 | 総務課長        | 石田 隆   |
| 総務課課長補佐兼危機管理室長 | 田尾 忠久 | 総務課法制係長     | 野村 豪   |
| 人事課長           | 辻村 征宏 | 税務課長        | 藤山 雅之  |
| 税務課課長補佐        | 伊與木 登 | 税務課主査兼市民税係長 | 亀田 由紀枝 |
| 総合政策部長         | 川地 諭  | 公営競技事務所長    | 上田 泰正  |
| 公営競技事務所副所長     | 大下 賢二 | 公営競技事務所主事   | 長村 知明  |
| 大学推進室長         | 松永 信治 | 大学推進室職員     | 榎坂 昌歳  |
| 大学推進室職員        | 平田 崇  | 大学推進室職員     | 石津 賢一  |

【事務局出席者】

|      |      |      |        |
|------|------|------|--------|
| 事務局長 | 中村 聡 | 議事係長 | 中村 潤之介 |
|------|------|------|--------|

【審査内容】

- 1 議案第105号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の

変更について

(大学)

2 議案第106号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の一部変更について (大学)

3 議案第91号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について (公営)

4 議案第93号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務)

5 議案第94号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について (総務)

6 議案第95号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について (人事)

7 議案第96号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)

8 議案第97号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)

9 陳情要望について

10 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時 開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程1番から入ります。議案第105号につ

いて、執行部の説明をお願いいたします。

大谷秘書課長兼大学推進室副室長 おはようございます。大学推進室の大谷です。それでは議案第105号、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について御説明いたします。このたびの定款の変更につきましては、主に3点の理由から変更をするものです。まず1点目は、平成29年3月に文部科学省に申請をしておりました平成30年4月の薬学部設置につきまして、平成29年8月29日に文部科学大臣より認可をいただくことができましたので、定款第1条の目的の中に薬学部についての記載を行うものです。次に2点目は、地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日に施行されることになりましたので、この改正のうち、定款変更に関連いたします公立大学法人の役員及び監事の任期等について変更を行うものです。最後に3点目は、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、学校教育法第109条第2項に基づき、7年に1回、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられていることから、平成29年度に認証評価機関であります公益財団法人日本高等教育評価機構の实地審査における評価を受けた結果、当該評価機関により改善の指摘がありました理事会の設置、経営審議会及び教育研究審議会の構成の見直し等を行うものです。それでは、具体的な改正の内容につきまして、お配りしておりますお手元の資料に基づきまして御説明いたします。まず、①の薬学部創設による変更で、第1条の「理工系」を「薬工系」に変更しています。次に②の地方独立行政法人法の一部改正による変更で、第14条の理事長の任期を4年から6年に、理事の任期を2年から6年に、監事の任期を2年から任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認日までに変更し、いずれも再任することができることとしています。また、第2項として副理事長の任期を学長の任期とする項目を追加しています。学長の任期は、公立大学法人の定めた「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学長の資格及び任期に関する

規程」により4年とされ、通算2期を超えて就任することができないとされています。最後に③の認証評価機関による実地審査における改善指摘による変更で、指摘事項といたしまして、理事会が設置されておらず、決定機関が理事長一人となっていることから、国立大学法人と同様に、理事会を設置するよう改善すること、経営審議会及び教育研究審議会の構成員として学外の委員が多く、大学関係者が少ないことから、学長を中心とした大学運営や、教授会の意見反映に影響があると思われるので改善すること、がありました。この改善指摘により、理事会の設置、理事会を設置することによる経営審議会の審議事項の変更、経営審議会及び教育研究審議会の構成の見直し等を行い、第8条、第9条、第11条、第16条、第20条、第21条を変更し、第15条の2から第15条の5を追加しています。以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。変更内容3点に分けての説明における資料が新たに出されましたので、それに基づいて説明を受けたわけですけれども、その中で質疑があればお願いいたします。これは、そもそも認証評価機関による実地審査における改善指摘ということですが、想定内のことなんでしょうか。

大谷秘書課長兼大学推進室副室長 当初、定款を定めたときから理事会がないということで、指摘どおり理事長1人が決定機関となっていることは懸念するところがあったんですが、このたびの認証評価機関による実地審査におきましても、そういったことも指摘されましたので、これは改めるべきだろうということで、大学とも協議しながら理事会を設置することに決定をしました。

河野朋子委員長 当初の定款を作る段階でこういったことを想定していれば、ここまでの指摘というのはどうなのかという辺りなんですけど。これは常識的な範囲なのか。

大谷秘書課長兼大学推進室副室長 地方独立行政法人法によりましては、定款を定めてということで定款に規定する項目等は法人の目的、名称、設立団体等の記載をすることと定められているんですが、特に理事会を設置しなければならないという規定は法的には設けられておりませんでしたので、通常は法人を設立する場合には理事会があるということになっているんですが、当時、設立の定款を定める段階では理事会を設置しないというふうに定款を定めていたということです。

笹木慶之委員 今のことに関連してですが、第9条。理事会を設置することから理事長の職務と権限の見直しとあります。具体的に全く分からないわけですが、これは大きく変わったものがあるんでしょうか。

古川副市長 今までは理事会を設けておりませんでしたので、経営審議会並びに教育審議会からの報告を受けて理事長が全てを決定するという独任制の機関でした。しかし、他の大学におきましても理事会を設けて合議制の機関にするのが、大学運営においてはよりふさわしいという日本高等教育評価機構からの指摘があったということで、今回改正をさせていただくということです。

笹木慶之委員 そうしますと、説明があったように今までは二つの委員会から出てきていたものを理事長が決定していたと。その手続が理事会のほうへ回って理事会で方針を決定してというところの変更だけですね。

古川副市長 経営審議会、教育研究審議会は改正後の定款でもそれなりの職務はありますが、最終意思決定機関が理事会に委ねられるという形になったということです。

河野朋子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）何か補足がありますか。

大谷秘書課長兼大学推進室副室長 すいません。補足ですが、この定款の変更につきましても、当初、定款の設立の際にも議会で議決をいただいた後に、県に定款の申請をしております。この変更につきましても、議会でもし議決をしていただければ、その後、県のほうに変更の申請の手続きをして、承認をいただくという流れとなっております。

河野朋子委員長 今後の流れについて補足説明がありました。質疑はないということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では質疑を打ち切りまして、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はなしということで、本議案について採決をいたします。議案第105号について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして議案第106号につきまして、説明をお願いいたします。

大谷秘書課長兼大学推進室副室長 それでは議案第106号、山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟電気設備工事）請負契約の一部変更について御説明いたします。これは、平成29年3月市議会定例会において議決され、締結し、平成29年10月市議会臨時会において議決をいただき変更契約を締結いたしました山口東京理科大学薬学部増築工事（A、B棟電気設備工事）の請負契約の金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。この変更により契約金額は、現在の7億8,861万6,000円から1,186万9,200円増額となり、8億48万5,200円となります。このたびの増額は、大学からの教員・学生の安全対策及び教育環境の充実の観点からの要望によるものです。まず、安全対策といたしましては、停電時の避難経路確保の

ために、A棟、B棟の階段の照明をバッテリー内蔵型に変更いたします。  
次に、教育環境の充実といたしましては、A棟2階の各実習室と中講義室、プレナリーセッション室と各SGD（スモールグループディスカッション）室の間のネットワークを構築し、より質の高い講義が行えるようにすること等によるものであります。A棟2階のネットワークの構築につきましては、お配りいたしましたお手元の資料を御覧ください。まず、一つ目といたしまして、調剤実習室、製剤実習室、無菌実習室の各実習室と中講義室の間のネットワークを構築し、中講義室の音声と画像を各実習室で、そして、中講義室の音声を各実習室で確認できるようにいたします。二つ目といたしまして、全員が参加して講義を受けるプレナリーセッション室と小グループに分かれて討論を行うSGD室（スモールグループディスカッション室）の間のネットワークを構築し、プレナリーセッション室の音声を各SGD室で確認できるようにいたします。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

高松秀樹委員 今、最後に説明をされた教育環境の充実のところがよく分からなかったのですが、これを入れることによってより質の高い講義が行えるということなのですが、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

松永大学推進室長 大学のほうから要望の理由ということで、中央講義室と実習室を結ぶネットワークについてです。薬学部におきましては、薬学生が実務実習を開始する前に、技能及び態度が一定の基準に達しているかを客観的に評価するための試験である、客観的臨床能力試験の実施を予定されているようです。同試験では、同時進行で多数の実技試験が並行実施されるとともに、県内の薬剤師の方々や他大学の薬学部の教員を審査員として迎え、一般の方々を患者役に迎えるなど試験運用には多数の人員が必要となるようです。このために、個別仕様では円滑な試験の実施に支障を来すおそれが考えられるということです。したがって、これ

らをリンクさせることによりまして、そのような状況を未然に防止をし、そういう教育環境を改善することでこういうシステムを導入されたいという御意向でした。

高松秀樹委員 いまいち理解し難いところもあるんですが、議案書を見ると平成29年3月に議案第45号で議決とありますが、このときに議決の金額は幾らだったんですか。

松永大学推進室長 当初の部分は、7億6,680万円です。

高松秀樹委員 ということは、もう4,000万円も追加ということになるんですよね。松永さんが本会議場で答弁して、今後もあり得るみたいな話をされているんですが、それは恐らく現場としてそういうこともあると本会議で述べられたと思うんですが、結局、議会側としては議決がどんどん軽視されていくような気もしないこともないんですが、その辺はどのようにお考えですか。

松永大学推進室長 この電気、建築、機械の工事につきましては、当初、文科省に出す薬学部設置認可の申請書を作成するに当たりまして、大学としての基本的な仕様、例えば教授室が幾つ要る、教室が幾つ要る、試験室が幾つ要る、そういう基準を満たすということで設計仕様を作成しております。その後、実際に教育現場としての仕様を固めていかななくては行けないということで、本会議場でも、吉永議員さんからその辺をもうちょっと大学側で詰めておくべきではなかったかという御指摘がありましたけれども、この事業が非常にタイトであって、ソフトの分野までに協議が至っていなかったということで、現在、工事を進行しながら大学の現場のほうと教育環境の整備を併せて行っていると。現在、備品関係も搬入関係の調整をしております、これらについても備品として取り扱われる分と附帯的にしないといけない電気工事も出てくる可能性があります。そういったことで、現場合合わせの中で出てくる可能性があるとい

う趣旨で申し上げたということです。

高松秀樹委員 現場として、そういうことがあると。もちろんそれはいい大学を設置するためだというのはよく分かるんですけど、こういうやり方をされると当初の予算は何だったんだらうかというのがあって、つまり、追加追加追加でどんどん膨らんでいって、議会側からすれば建ち始めているからしょうがないよねというような感覚にとらわれやすい気がして。だからこの補正が駄目だという話ではないんですが、何となく執行側の補正、今回の理解大の組み立て方がお粗末すぎやしないかという気がしている。そこは、どうなんですか、率直な話。

松永大学推進室長 正に、今御指摘があったとおりで、本来であればもう少し余裕を持って協議をした上で設計に当たるべきであったのではないかという反省はいたしております。

高松秀樹委員 すいません。私、改選前いなかったんで、今の余裕を持って設計に当たるべきではなかったのかというのは、どういうことか教えてくださいいただけますか。

松永大学推進室長 公立化が決まりました、薬学部を設置することになりました。その間、こういう大学というものを建設仕様として市が扱うのが初めてになると思います。したがって、潜在しているリスクにももう少し慎重に検討すべきではなかったかという意味です。

河野朋子委員長 結局、タイトなスケジュールとずっと言われ続けているんですけど、スタートのときゴールが平成30年ということにこだわり過ぎて、高松委員が言われたようなしなくちゃいけないこと、事前にはしておかなくてはいけないことが、余りにもいい加減と言ったら申し訳ないんですけど、丁寧にできてなかったというのは、そもそも30年の薬学部開学への決断の責任がどうなるのかということもあると思うんですけど

も。結局そういうことになりますよね。しっかりやれば良かったと言われても、スケジュールは決まっているわけですから、その中で不可能なことをできるわけがないので。その辺りはかなり問題であると思いますし、ここにきて理科大の件については皆さんからいろいろ出ているということを見ると、そもそもですけどそこに立ち返ることはできませんが、かなり議会の中でもそういった議論は賛否両論ありましたし意見も分かれたわけです。ここにきてそのことについて反省をされると言われても、何とも理解し難い。すいません。委員長として少し言い過ぎましたけど。

森山喜久委員 安全対策と教育環境の充実ということで出されていますけども、それぞれ費用的にはどれぐらいずつか分かりますか。

松永大学推進室長 安全対策というのは階段の踊り場の照明を、バッテリー式に換えて停電時にも安全に階段が使えるようにすることでして、26灯の照明をバッテリー式にやり換えるもので、金額的には約250万円程度の予算を見込んでおります。プレナリーセッション室とSGD室、講義室、実習室をつなぐネットワーク、関係する機器の増設が少しありますけども、それらを合わせまして約930万円程度ということですよ。

森山喜久委員 8割近くは教育環境の充実のところ、やらないと生徒の募集に関わってくるよという表現でいいんですか。

松永大学推進室長 大きな教育環境整備と言いましたのは、大学として取り組んでいきたい、薬学部として取り組んでいきたいという教育環境の充実の一環ですので、そういう御理解をいただければと思います。

河野朋子委員長 本来あるべきものが、議決した時点でなかったということがかなり大きな問題だと思うんです。議会としてもそういったことを分からずに議決したと言われればそうですけども、ここは本来、環境の整備をすべきものであったのに、後から後から出てくるということは大きな

問題だということは指摘しておきます。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。では、この件について質疑は終わります。討論に移りますが、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。では、討論もないということで、本議案について採決をいたします。本議案について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で、議案についての審査はここで終わりますけれども、本会議場でも少しありましたが、議案と直接関係ありませんので所管の事務調査ということで私のほうから少しお願いしたいんです。電波障害の件についてどうなっているのか、委員会としても報告をしていただきたいんですが、できますか。所管事務調査ということで続けます。

松永大学推進室長 電波障害について御説明します。10月末に市の市民生活課に地元の方が電波障害の相談をされたことが、大学推進室が電波障害を知ることとなる発端でした。その方の話をお聞きしますと、10月頃からテレビの映りが悪くなったとのことでした。また、11月になって別の方からも同様の相談がありました。この時期は、薬学部の校舎の3階から4階のく体工事が行われ高くなってき始めた時期に当たっております。また、クレーンも頻繁に動いているという時期に当たっていました。NHKに相談をしましたが、電波は正常に発信されているとのことでしたので、総務省中国総合通信局に相談をしました。ここで、建物による電波障害を指摘されました。大学周辺で、本工事以外に電波障害の要因はありませんので、市長に報告し、電波障害の相談があった場合は、原則、大学推進室で対応することとしました。電波障害が発生したことは、議会事務局長を通して、正副議長にもお伝えをさせていただいているところです。早速、地元の須恵東、須田の木、東須田の木の自治会長さんに連絡をし、電波障害の情報があった場合、大学推進室に御連絡を

いただきたいというお願いをしました。また、アンテナでも電波が取れないということになりますと何らかの形で電波を引っ張ってこなくてはいけないということで、小野田テレビ共同受信施設組合という竜王山の山陰の辺りに共調アンテナのラインが引いてあります。このテレビ電波を確保するために、小野田テレビ共同受信施設組合の役員を訪ねて、事情を説明し、協力をお願いしました。電波障害がある家屋は、現在、個人宅が2戸とアパートが2棟です。テレビ組合の計らいによりまして、ケーブルを引いていただいて、個人宅1戸とアパート2棟については対応済で、個人宅1戸についても工事待ちの状況で、近いうちに電波障害は解消されると思われまます。電波障害への対策方針ですが、現在、工事が進んでおりまして、クレーンも立っている状況で、正確な全体像が把握できていないという状況にあります。工事が完了するまで電波障害の全容が確認できませんので、当面、個々の事案に対しては、テレビ組合に相談させていただきながら、電波の供給をさせていただくよう努力をしていきたいと考えております。工事が完了し落ち着いた後、次年度になると思いますが、個々のお宅に詳細な電波調査をさせていただいて、個別アンテナで対応するか、引き続きテレビ組合にお願いするかを判断し、最終的な電波障害の補償の解決策とさせていただきたいと考えております。なお、電波障害の対応については、新しい市民病院が建設されたときに、病院のほうでも同様の案件を扱っておられましたので、病院の対応を参考にさせていただきました。また、今回の建設に際して、事前の電波調査が行われていなかったことと、私たちも急な対応をさせていただいたということ、併せて申し添えます。以上です。

河野朋子委員長 では、一応報告を受けたということで、この件については終わりたいと思います。審査も終わりましたので5分間休憩いたします。お疲れ様でした。

---

午前9時30分 休憩

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査の3番、議案第91号について審査をいたします。審査に入る前に、自己紹介をお願いいたします。

上田公営競技事務所長 おはようございます。それでは公営競技事務所の自己紹介をします。私は、所長の上田泰正と言います。よろしくお願ひします。

大下公営競技事務所副所長 おはようございます。副所長の大下賢二と申します。よろしくお願ひします。

長村公営競技事務所主事 おはようございます。主事の長村知明と申します。よろしくお願ひいたします。

上田公営競技事務所長 それと再任用の徳永がおります。

河野朋子委員長 それでは審査に入らせていただきますので、説明をお願いします。

上田公営競技事務所長 それでは議案第91号、平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について、大下が説明いたします。

大下公営競技事務所副所長 それでは、議案第91号、平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。このたびの補正は、職員の人事異動等に伴う人件費の調整によるものであります。なお、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算総額の変更はありません。補正の内容といたしましては、

歳出において、人件費の調整として、全体で166万7,000円を減額し、調整として予備費166万7,000円を増額しております。予算書5ページ及び6ページをお開きください。1款競走事業費1項総務管理費1目一般管理費、166万7,000円の減額の内訳は、2節給料が97万1,000円の減額、3節職員手当等が46万4,000円の減額、4節共済費が23万2,000円の減額となっております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。今回は人件費の調整ということで、それ以外の補正はないようです。その件について。

高松秀樹委員 減額というのは、具体的には1人がどうかなったんですか。

大下公営競技事務所副所長 職員の増減はありません。単純に人事異動に伴う人件費の調整です。

笹木慶之委員 ここまで聞いていいか分かりませんが、せっかくですから関連事項としてお聞きしますけど、歳入のほうが、補正がないということだからないということかもしれませんが、現状としての予算に対する執行状況を大まかでいいですから。やはり収益事業ですからそのところが気になりますので、分かる範囲で御説明いただきたいと思います。

河野朋子委員長 あくまでも現時点ということでもいいですよ。それで状況がどうなのか分かるところで。

上田公営競技事務所長 今現在、4月から11月の開催まで行っております。12月は22日からいろんなイベントを絡めて、土曜日曜の休日がありますので売上増を図ろうとしております。今後、1月にGⅡ、2月に普通開催で、3月に特別GⅠがあります。そうしたことで、今のところ去年並みの売上げあるいはそれ以上に努めていけるように鋭意努力してい

る状況です。

笹木慶之委員 大変お疲れだと思いますが、一つ気になるのはオート界全体の状況なんですが、先般飯塚の売上げを見ていたんです。余り芳しくないような。これは時期が時期だから仕方ないかなという気がしましたが、全体的にはどういうムードでしょうか。一定のラインで持ちこたえておるとい状況でしょうか。

上田公営競技事務所長 なかなか比較というと、それぞれSG、GIの開催時期というのがどうしても去年とは異なりますので、一概には比べられないんですけど、我々も自分たちの本場開催だけではなく他場のSG、GIの売上げの状況とかを見ております。それぞれで去年の同じGIとの比較の資料が来ております。そうしたところで見えておりますが、去年よりも売れているGIもあればちょっと少ないというところもありますが、おおむね捉え方としましては、一応去年並みの売上推移には来ていると思います。後は、今後12月、1月、3月に掛けて大きいレースがあります。その辺の状況を踏まえて、12月の開催もクリスマスシーズンということで、稼ぎ時と捉えておりますので、今後の4か月間を頑張らないといけない時期だと捉えておりますので、業界もそのつもりで動いておると思います。

笹木慶之委員 以前から、サテライトがどんどんできておって、日本国中のネットワークと言いますか、オートレースファンの拡大ということで業界挙げて取り組んでおられますが、もちろん本場としても積極的にそれに対応していくということも以前から言っておられますが、最近その辺り新しいものがあれば教えてください。なければ結構です。

上田公営競技事務所長 オートレース宇部と岡山県にあるオートレース笠岡というサテライトでオートレースの発売を行っていますが、今後もほかの拡大をしようということで、交渉中の箇所は2か所ぐらいあります。た

だ、今後ほかの場も鋭意動いておりますので、公表できる時期になりましたら報告していきたいと考えております。

河野朋子委員長 今回の補正予算の件で質疑がなければ。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ってよろしいですか。討論はありませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をいたします。本議案第91号につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。では、ここで5分休憩をいたします。お疲れ様です。

---

午前9時44分 休憩

---

---

午前9時49分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号4番、議案第93号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

石田総務課長 では、議案第93号山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が改正されたことに伴い、これらの法律の改正内容を踏まえ、条例の改正を行うものです。改正の主な内容は、個人情報の定義を明確化するもの、また、本人に対する不当な差別や偏見が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報である「要配慮個人情報」の取扱いに関する規定を設けるもの、さらに、番号法の条ずれ等に対応する改正を行うものであります。お配りしております資料「議案第93号山陽小野田市個人

情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、「1 個人情報の定義の明確化」については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」といいます。）の改正により、「個人識別符号」として、次の情報が個人情報に該当すると明確にされました。その下の枠に「個人識別符号とは」に記載しておりますように、身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号・個人ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号であり、具体的に申し上げますと、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等です。本市においては、これまでもこれらの情報は個人情報に該当するとしていましたが、条例上、明確に規定されていなかったため、このたび行個法の定義と同一の定義を追加するものです。次に、「2 要配慮個人情報の取扱い」、行個法の改正により、「要配慮個人情報」として次のいずれかに該当する情報が定義付けされました。その下の中に「要配慮個人情報とは」に記載しておりますように、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の犯歴、犯罪により被害を被った事実、その他政令で定めるものであり、その他政令で定めるものとは、身体障害、知的障害、精神障害、難病による障害等をいいます。次のページ、現行の個人情報保護条例第5条第4項において、本人の思想、信条、宗教及び社会的身分が含まれる個人情報を原則収集禁止とする旨を規定していますが、行個法の改正内容を踏まえ、条例第2条第2号に「要配慮個人情報」の定義付けを行い、条例第5条第4項において原則収集禁止としている個人情報を「要配慮個人情報」に置き換えることにより、慎重に取り扱わなければならない情報の範囲を広げるものです。また、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ市長へその旨を届け出ることといたします。その下の枠の中に「個人情報収集禁止の範囲」に記載しておりますように、現行、左側ですが、「思想、信条、宗教、社会的身分」に加え、右側の改正後ということで今申しました4項目に加え「病歴、犯罪の犯歴など」も個人情報収集禁

止の範囲とするものです。次に、「3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)の改正に伴うもの」です。番号法の改正により、番号法第26条の規定が追加され、同条の規定において、番号法第23条の規定が準用されることに伴う改正を行うものです。また、併せて番号法第26条が追加されたことにより生じた条ずれへの対応を行うものです。最後に、「4 附則について」、附則第2項関係で、改正後の第6条第1項の規定により、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならないとしていますが、この条例の施行前から既に取り扱っている要配慮個人情報(既に現行条例で対応している思想、信条、宗教、社会的身分に関する個人情報は除きます。)については、この条例の施行後遅滞なくその旨を届け出るよう経過措置を設けるものです。次は、附則第3項関係です。改正後の第5条第4項の規定により、原則「要配慮個人情報」は収集禁止となりますが、この条例の施行前に既に実施機関が保持している要配慮個人情報(既に現行条例で対応している思想、信条、宗教、社会的身分に関する個人情報は除きます。)を今までどおり取り扱うためには、山陽小野田市個人情報保護審査会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うため必要があると認められるときでなくてはならないため、当該意見聴取を行うための準備行為の規定を設けるものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

長谷川知司委員 個人として特定するのは、現在、山陽小野田市ではどういうものを個人として特定されていますか。今の説明では、個人識別符号ということで2種類出されました。その中で、どういうものを主にされているか。

石田総務課長 今の御質問ですが、個人識別符号は市としてどういうものを収

集しているかという御質問ということでよろしいでしょうか。

長谷川知司委員 例えば、本人が様々な書類申請するときに、本人と確認するためにどういうものをもってその人を個人と判断しているか。

石田総務課長 例えば、長谷川委員さんがおっしゃられましたように、市民の方が窓口で申請をされるときに、その方が本人であるという確認をするために、運転免許証とか保険証であるといった本人を証明する書類を提示して確認をしているということです。

長谷川知司委員 このたび、法律が変わったということで、例えば身体的特徴そのものを利用するという考えが今後あるのかないのか、お聞かせください。

石田総務課長 今後利用するかどうかにつきましては、これは各部署で利用されるかどうかということになるかと思えます。今回は、法律の改正に伴って個人情報というものの定義が明確化されましたので、市の条例も同様に個人情報の定義を明確化したという条例改正の対応です。

長谷川知司委員 例えばATMとかへ行けば、既に指紋で本人と認めるとか、今後スマートフォンについても顔あるいは目の虹彩でと、どんどん進歩しています。市も今後そういうものを考えることは今のところないということですか。

石田総務課長 今は本人確認の方法についての御質問ですが、今回の条例は個人情報保護条例というもので、本人確認についてという部分も若干関連はありますが、実際は得た個人情報をどのようにきちんと市として適正に保護するためのものですので、今後の利用についてはこの条例の改正とは違う部分があるのではないかと考えております。

長谷川知司委員 はい、私もそれは分かりますが、市がそこまで考えているのかどうかということをお聞きしたかったのですが、考えていないということですね。

河野朋子委員長 議案の中で担当のところにする質問内容とはちょっとどうなのかなと思いますし、この条例によってどういった影響というか市の行政上の手続とかいろんなことで、何かが細かく定義をすることによって、どういった影響が出てくるのかをお尋ねしたい。

石田総務課長 現在でもこのような個人情報保護するような形で取り扱っております。ただ、今回、要配慮個人情報ということについて、今まで情報を得てはいましたが、例えば今回追加しております要配慮個人情報、資料の2ページの真ん中辺りに、現行は左側「思想、信条、宗教、社会的身分」という個人情報については原則収集禁止であったと。法令に認める場合であるとか市の個人情報保護審査会が行政執行上必要であると認めた場合しか、個人情報の収集ができなかったと。今後は、この改正後で今までよりその範囲が広がって、収集をすることが法令で認められる場合又は審査会で必要性が認定された場合ということになっておりますので、収集の範囲が狭まるといいますか、より厳格な取扱いを市で行う必要があるというようなことになってまいります。

河野朋子委員長 範囲が広がるということでそういうことも説明の中で分かったんですけども、具体的に何か行政上そういうものがあるのかなということでお聞きしたんですけども。これまでしていたことで、こういうことはなかなか難しくなるという想定があるのかどうか。

野村総務課法制係長 これから収集の禁止の範囲が拡大されるということで、今回の条例が議決されてから実際には各部署に照会をかけて、どういった情報があるのかというのは調べていこうとは思っているんですが、現状としてある程度想定しているところとしては、生活安全課であったり

市民生活課で扱う相談の業務の中で、犯罪の犯歴であったり犯罪の被害に遭った情報、そういったものがあるのではないか。また私ども総務課のほうで扱っている情報の中でも表彰等に関する事務の中で、罪を受けた情報を収集しているんですが、そういったものも要配慮個人情報に当たるのではないかということをご想定しております。

河野朋子委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか、この件については。では、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、議案第93号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第94号について説明をお願いいたします。

石田総務課長 それでは議案第94号、山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。お配りしております資料「議案第94号、山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正により、個人情報の定義が明確にされたため、同法の趣旨を勘案し、同法の定義と同一の定義とするものです。その下の枠囲みに参考として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の個人に関する情報の規定を抜き出して記載しております。この法律に、下線部分が追加されました。これに合わせて、この下線の付いている行の前の行からの「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により」を本条例に加えるものです。説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたが、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑はなしということで、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もなしということで、本議案94号について採決をいたします。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。総務課の方は退出していただいて、すぐ人事課に移ります。

（執行部入替え）

河野朋子委員長 それでは引き続き審査にまいります。議案第95号について執行部の説明をお願いいたします。

辻村人事課長 それでは議案第95号について御説明申し上げます。議案第95号は、山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の改正は、第二次総合計画に示す基本理念を具現化するための諸施策に効果的かつ効率的に取り組むため、従来の機構を見直し新たな部署を設置するものです。まず、これまでの「文化・スポーツ振興部」における「まちづくり」の考え方を踏襲し、さらに多彩な地域資源も含める中で、各素材のブラッシュアップを図りながら、積極的な発信を通して「誇れるまち」「魅力あふれるまち」の実現を図るため「文化・スポーツ振興部」を廃止し、新たに「地域振興部」を設置します。ここでは、文化、スポーツ振興のほか、地域振興、広報、観光の業務を所管し、本市の持つ多彩な地域資源を活用し、効果的なシティセールスを展開するための諸施策に取り組めます。次に、部の名称については、市民に分かりやすく簡潔なものとするため、「総合政策部」を「企画部」に、「市民生活部」を「市民部」に、「健康福祉部」を「福祉部」に、「産業振

興部」を「経済部」にそれぞれ名称変更を行います。そして、効率的、効果的な業務運営を行うため、各部が所管する業務を見直します。総務部の所管としております「総合教育会議に関すること」については、市の政策とも関連があることから企画部に、総合政策部の「統計調査に関すること」については、現在、情報管理課が所管していますが、業務運営やセキュリティ等を考慮して総務部に、「小型自動車競走事業に関すること」については、国は経済産業省の所管であることから経済部に、公有財産のうち、公共用地の取得等については、建設部関係以外の用地取得等の業務が少なくなってきたことから建設部にそれぞれ移管します。そして、本市の重要施策の一つである子育て支援について、福祉部に「子育て支援に関すること」を明示することとしています。以上、改正の説明です。

芳司総務部長 私から、少し補足をさせていただけたらと思います。今回の改正の大きな目的は、より機能しやすい組織体制を再構築するということであり、このために、各部の所管する業務を見直し、新たな部署を設ける、というものです。第二次総合計画に示す「基本理念」の具現化ということで申し上げておりますが、この具現化と申しますのは基本構想で「住みよい暮らしの創造」と示されておりますが、とりもなおさず、将来都市像の実現に向けた5つの基本目標、特にスマイルアップの3本柱として掲げた重点プロジェクトの実現という意味になります。今回の最も大きな変更は「地域振興部」の新設で、3つの重点プロジェクトの実現に向けて、より機能的な形にするというものです。もちろん、これまでも関係部署間の連携を取りながら事業展開を図ってきたわけですが、組織の再編によって「さらに」「より」という意味と御理解いただければ、と思います。具体的な地域振興部の構成について、現段階で想定していますのは、従来の文化振興課、スポーツ振興課と合わせまして、これまで政策的業務を担ってきた文化・スポーツ政策室に代わり、新たに、仮称ですが「シティセールス課」を設け、3課の構成としたいということです。シティセールス課では、市内に存在するハード・ソフトを含めた

各種地域資源の再検証と価値付け、データベース化や、市広報やホームページ、マスメディア、SNS等を通じた情報発信とイメージ戦略の展開、DMO等を含む広域体制の構築、来訪者に対する受入れ体制、いわゆるホスピタリティの向上ということを言われておりますが、こういったこととかサイン計画等を所管する分掌事務として想定しております。このため、現在の観光課と総務課広報係を同課に統合し、各種情報の一元管理と各種資源の検証とブラッシュアップ、さらには発信までを一連の流れとして展開できる体制、効果的なシティセールスができる仕組みとしていきたいと考えています。ただし、全てをこの地域資源の活用ということで申しますと、その資源の全てを担当するということではなくして、当然、各資源、地域資源と申しましても多岐にわたります。竜王山、焼野であるとか、江汐公園、物見山公園からレノファ、山口東京理科大学等々あると思われませんが、これらを全てというのではなく、当然、所管する部署があるわけですから、通常管理や整備等については従来どおりとした上で、そこに関わる情報の共有や活用に対する調整、発信を担うということになります。つまり、資源を活用するという意味合いにおいて、より政策的に地域振興を図る部署ということで、連携のハブ（中継局）として、調整機能やつなぐ役割を持たせることとしております。なお、ネットワークや連携の仕組みについては、4月からスタートということではなくして、あらかじめ検討していくこととしておりますし、新組織においては改めて「シティセールス・プラン」といった具体策を策定し、総合計画や各種計画・プラン等を掌握しています企画課とは十分な連携をしながら、市全体としてより効果的に機能できるような形としていきたいということです。以上です。

河野朋子委員長 今、重ねて説明がありましたけれども、この議案について質疑を受けます。

長谷川知司委員 今の芳司部長が言われたのは確かに大事なことでいいと思います。ただ、名前が地域振興部となると、唯一の攻めの部署がちょっと

弱いと思うので、思い切ってシティセールス部とかは考えられなかったのですか。

芳司総務部長 部の名称につきましては、ほかの部もできるだけシンプルにということもありまして、簡略化をさせていただいたわけですが、部ですのでそこはしっかり地域振興を図っていくということも考えていきたいと。当初、シティセールス部ということも考えの中にあっただけですけど、その辺りにつきましては課の名前のほうで明確に示していこうということで今回の内容になっております。

長谷川知司委員 一つの例として、宇部市はシティセールス部ということでやっております。中にシティセールス課もあるし、そういう形でもそもやっているからどうかなというのは私の個人的意見ということで置いておきます。それともう一つ次の問題で、公共用地の取得については建設部とあるんです。これについては建設部の中に用地取得の部署を設けるのかどうか。どのように考えていらっしゃるか。

辻村人事課長 一応こちらの想定としては独立した課の中に係を置こうと考えております。

長谷川知司委員 では、管財課は残し、公共用地は建設部の中にそういう用地専門のスタッフをお互いに置くということによろしいですか。

辻村人事課長 管財は残しますのでそちらのほうの業務と用地取得とで分けているということです。

笹木慶之委員 二つほど。1点は4月1日から施行ですよね。12月に出されるというのはいろいろなテクニックがあろうかと思いますが、大きな改組をするには、余り早く出さないほうがいいんじゃないかなという気持ちもあるんですが、その辺りの思いが何かあるのか。もう1点は、先ほ

どから部長のほうの説明の中で、シティセールスに力を入れていると言われましたが、事務所掌の中にシティセールスに関することという表現がないんです。新しい部の中に。その点がどうなのかということ。これは関連ですがその2点についてお尋ねします。

古川副市長 1点目のこの時期の条例改正ということですが、総合計画を具現化する上において1番の形で現れるのは、やはり組織機構。それと予算だということです。この時期というのは今から予算編成がありますので、地域振興部に所管させるシティセールスの業務についての予算配分をすることもありまして、この時期の改正ということです。2点目は部長から答えます。

芳司総務部長 シティセールスに関することと入ったほうがいいんじゃないかという御指摘ですが、いわゆるシティセールス、シティプロモーションという言い方もあるんですけど、この言葉の捉え方というのは様々であろうと。よその例を参考にさせていただきますと、シティセールスの定義として五つ。一つは地域の魅力を新たに作る。それらの魅力を市内外へ情報発信する。三つ目として市内では市民に対して市への愛着や誇りを醸成しつつ、地域資源の消費を促す。四つ目として市外には人・金・企業などの資源を地域に取り込む。五つ目としてこれらの結果として地域の力を高める。これら一連の活動というふうな定義もされておられる自治体もあります。そういった意味ではシティセールスという捉え方が様々ですが、私どもとすればただ情報を発信するというだけではなくして、市内にお住いの方、市民の皆さんにとっても当然、それらが誇れるものというふうな捉え方をしていかなければいけない。この二つはやはり同時にやっていくことが私どもとすればシティセールスであろうと捉えておりますので、シティセールスに関することということで済ませてしまいますと、そこで全て集約するということになりますので、あえてそういう言い方はせずに、各担当部署で当然やることはあります。それらの総合調整として広い意味になりますが、地域振興に関すること

という表現にさせていただいたということで御理解いただけたらと思います。

笹木慶之委員 私は決してシティセールスの言葉をどうこうしたいんではなしに、個人的にはむしろシティプロモーションという方向性を求めているんですが、先ほど来から、課のほうの所掌業務に明記されるような言い方をされたので、となればその類いではなしにもっと大きなところで表現すべきではないかと思ったから申し上げたわけです。それ以上こだわりません。もう1点は、これからの手続の問題で、副市長が言われた点も分かります。ただ、大きな問題は、第二次総合計画が速やかに成立しないと今の思われたこととちぐはぐな面が出てくるということですよね。その辺りの調整はあろうかと思いますが、意味は分かりましたので結構です。ただ、通常であれば余り早くやるといろいろあるんで、大体3月議会に出すのが通例なんですけど、あえて出されたのはどういうことかということでお聞きしました。結構です。分かりました。

河野朋子委員長 福祉部の中に新たに子育て支援に関することというのが入ったということによろしいでしょうか。新しい言葉ですよ。確認です。

辻村人事課長 そのとおりです。

河野朋子委員長 そうなりますと、今後子育て支援に関することについての課とかその辺りが、現在のようなこども福祉課とか健康増進課とかそれぞれが子育て支援に関することをされていますよね。そういった課の統合とかことも含めて、こういった形になったと思うんですけど、その辺りをどのように今後考えているのかというのがあればお聞きしたいと思います。

芳司総務部長 子育て支援に関することということで新たに明示させていただいておりますが、従来から子どもに関することと子育てに関することと

ということで、例えば保育園であるとか幼稚園が別々の部署で取り扱っておりますので、その辺りの一元化ができないかという御指摘・御意見もありました。現在、幼稚園と申しましても、施設の管理・運営だけではなくして幼児教育部分は文科省の管轄になっていきますので、その辺りを担当で協議・調整をしていただいている状況です。特にこれから子育て支援というのは非常に重要になってまいりますので、できるだけ市民にとっても分かりやすい形にしていきたい、窓口は一本化していきたいということで、今回この項目を入れさせていただいているんですが、そのほかにつきましても全体の見直しをしておりますので、そういった意味では課の統廃合ということも、そ上に載ってくるのではないかと考えております。

河野朋子委員長 部分的なところで気になったのがそこで、特に今言われた課の統廃合を見据えてこういった組織が変わっていくんだなというのを確認させていただきました。

森山喜久委員 今回、公有財産のうち公共用地の取得等については建設部に移管というふうになっている中で、総合政策部の中に公有財産の管理に関する事、用地取得に関する事を、市有財産に関する事という形で1本にまとめられた状況なんですけど、建設部には公共用地の取得に関する事というのが入っていないんですけど、別にいいんですか。

辻村人事課長 これまでも業務として建設部でしていた業務であるというところもありますので、あえて今回明示はしていませんけども、総合政策部の中の業務の表現を変えさせていただいたということです。

河野朋子委員長 ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。では質疑を打ち切り、討論はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）討論もなしということで、本議案について採決をいたします。議案第95号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。では、5分休憩いたします。

---

午前10時29分 休憩

---

---

午前10時34分 再開

---

河野朋子委員長 それでは引き続き審査をいたします。審査番号7番の議案第96号について、税務課より説明をお願いいたします。

藤山税務課長 税務課の藤山です。どうぞよろしくお願いたします。それでは議案第96号、山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について概要を御説明いたします。お手元に参考資料として、山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての概要をお配りしておりますので、これに沿って御説明します。まず、改正の理由についてですが、今回の条例改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことによるものです。なお、このうちの一部については、3月31日、4月1日から施行する必要があることから、3月31日付けで山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例並びに山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、5月市議会臨時会において承認をいただいております。次に主な改正の内容についてです。まず固定資産税関係ですが、今回、次の5項目にわがまち特例が導入されたので、特例割合を新たに定めます。なお、施行日は公布の日としております。地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例といいますが、これは国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を、地方税法で規定する範囲内で地方自治体が

独自に条例で決定できる仕組みのことです。税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする観点から、平成24年度の地方税法の改正により導入されています。なお、今回の税制改正を含めると、わがまち特例を導入した特例措置は、22項目となります。それでは、条例で定めた特例割合の内容を見ていきます。最初に、保育の受け皿整備のために、家庭的保育事業等に係る特例措置にわがまち特例が導入されました。議案第96号参考資料としてお配りしていますA4横の山陽小野田市税条例新旧対照表（第1条関係）の1ページ目、左側、改正後の欄の第61条の2のところになります。最初の資料に戻りまして、地方税法で固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられている対象資産について、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定めます。次のページの表の対象資産の欄、わがまち特例の対象資産となったものは、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、利用定員5人以下の事業所内保育事業の三つの事業の用に供する家屋及び償却資産です。各事業についての説明は下の米印、家庭的保育事業とは、保育者の居宅などにおいて、0歳児から2歳児までのお子さんを受け入れて保育を提供する事業です。居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする子供の居宅において、0歳児から2歳児までのお子さんに保育を提供する事業です。事業所内保育事業とは、主として事業所の従業員の0歳児から2歳児までのお子さんのほか、地域において保育を必要とするお子さんにも保育を提供する事業です。上の表に戻ります。これら3つの事業の対象資産の特例割合について、法改正前は2分の1と定められていましたが、法改正後は2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下と定められました。本市においては配慮すべき特段の事情がないことから特例割合を参酌基準割合である2分の1と条例で定めます。なお、参酌とは、下の米印にあるように、参照することをいいます。条例の制定に当たっては、地方税法に規定する参酌すべき基準を参照した結果であれば、地域の実情に応じて、特例割合の上限、下限の範囲内で異なる基準を定めることが許容されます。特例割合を2分の1とした場合、例え

ば、対象資産となる家屋の課税標準額が1,000万円とすると、特例措置がなければ、これに税率1.4%を掛けた金額14万円が固定資産税額となります。これが2分の1となった場合は、500万円に1.4%を掛けた金額7万円が固定資産税額となります。二つ目として、保育の受け皿整備のために、企業主導型保育事業に係る特例措置が創設され、わがまち特例が導入されました。先ほどのA4横の、山陽小野田市税条例新旧対照表（第1条関係）の2ページ目、左側、改正後の欄の第10条の2第17項になります。資料に戻りまして、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく国の補助金を受けた事業主が、保育施設を自ら設置して、保育サービスを提供する場合の対象資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が創設され、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定めます。ということで、次の表の対象資産の欄、わがまち特例の対象資産となったものは、企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産です。この対象資産の特例割合について、法改正後に新たに2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下と定められました。本市においては配慮すべき特段の事情がないことから特例割合は参酌基準割合である2分の1と条例で定めます。次に、緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置が創設され、これにもわがまち特例が導入されました。先程のA4横の、山陽小野田市税条例新旧対照表（第1条関係）の2ページ目、左側、改正後の欄の第10条の2第18項のところになります。資料に戻りまして、改正後の都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する市民緑地を設置・管理するために、所有し又は無償で借り受けた土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が創設され、わがまち特例が導入されたため、次のとおり特例割合を定めます。緑地保全・緑化推進法人とは、次の表の下に米印のところにあるように、市民緑地の設置・管理について市町村長の指定を受けた一定の能力を有する民間団体等のことをいいます。また、市民緑地とは、都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される緑地のうち、

市町村長の認定を受けた計画に基づいて設置・管理されるものに限りません。ということで、表の対象資産の欄、わがまち特例の対象資産となったものは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日、平成29年6月15日から平成31年3月31日までの間に、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地を設置・管理するために所有し又は無償で借り受けた土地です。この対象資産の特例割合について、法改正後に新たに3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下と定められました。本市においては配慮すべき特段の事情がないことから、特例割合は参酌基準割合である3分の2と条例で定めます。これまでが、固定資産税関係の改正点です。次に個人市民税関係についてですが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、地方税法において控除対象配偶者の定義が改められたことから、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めます。なお、施行日は平成31年1月1日です。先ほどのA4横の、山陽小野田市税条例新旧対照表（第1条関係）の1ページ目の第5条のところになります。資料に戻りまして、一番下の左側の法改正前の控除対象配偶者に該当するもの、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が38万円以下のものがこれに当たりますが、法改正後に同一生計配偶者と名称が変更されました。また、この同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者と新たに定義されました。法改正前の配偶者特別控除には、納税義務者の所得制限はありませんでしたが、法改正後に納税義務者に1,000万円を超える所得がある場合は、控除の適用がなくなったことから、区別する必要が生じたためにこのような改正が行われています。主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、項ずれや文言の整理等による改正があります。審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 今の説明の中で、わがまち特例の関係ですけど、条例に定める特例割合というのは全て、特例割合を参酌してという参酌基準にのっと

ってということにされたわけですね。市独自で、もちろんいろいろ検討と言いますが議論されてのことだと思いますが、その他について付け加えることがあれば。なければ結構です。

藤山税務課長 税の関係で言いますと、同じ評価額の資産をお持ちでしたら同じ税額であるというのは当然のことです。それを特例割合によって税額を変えとなりますと、社会的要請があるかどうか、うちのほうで施策を展開する上でこれを使ってやるかどうかというところを踏まえて考えることだと思えます。社会的要請の面からしますと、保育事業につきましては、こども福祉課との協議の中で公立保育園再編基本計画によって待機児童を解消可能という話を聞いておりましたので、そこら辺は余り考慮しないでいいだろうと。この待機児童の解消について、税法上の支援からやる方法もあれば、地方自治体によって様々だと思えますが、本市はその方法ではなくて別の方法でやるべきと税務課としては確認しましたので、参酌基準のとおりにやるという結論に至ったところです。

笹木慶之委員 私が1番聞きたかったところを直接触れられたので、保育所の関連のところ。それ以上言いません。十分しっかり検討されての結果ということで評価したいと思えます。

河野朋子委員長 結局対象になる事業所というのが、山陽小野田市にどれぐらいあるのかということなんですけど。

藤山税務課長 今回の保育事業については4項目、緑地については1項目なんですが、該当として上がってこようか、まだ実際に確認はしておりませんし、1件ほど企業主導型保育事業の相談が来ております。内容を確認して現地調査等を行いまして、該当であればこの特例割合を適用することになるかと思えます。

河野朋子委員長 ほかはないということですね、その1件ぐらいで。

藤山税務課長 ありません。

河野朋子委員長 ほかに、この件についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切りまして討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、採決をいたします。議案第96号について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして97号について、説明をお願いいたします。

藤山税務課長 引き続きまして、税務課から議案第97号の山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明いたします。これも、先ほどの山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例と同様、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い改正するものです。先ほどの委員会資料で説明させていただきます。今回の都市計画税条例の改正につきましては、議案第96号の市税条例の改正の中で説明させていただきましたわがまち特例の都市計画税分について規定するものです。一つ目は、資料の2ページの中ほどの（イ）のところですが、企業主導型保育事業に係る特例措置が創設され、わがまち特例が導入されました。議案第97号参考資料としてお配りしていますA4横の、山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表の1ページ目、左側、改正後の欄の附則第4項のところになります。固定資産税と同じく、企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産について、特例割合を2分の1と定めまします。二つ目は、資料の3ページの上のイのところですが、緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置が創設され、わがまち特例が導入されました。先ほどのA4横

の、山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表の1ページ目、左側、改正後の欄の附則第5項のところになります。固定資産税と同じく、改正後の都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する市民緑地を設置・管理するために、所有し又は無償で借り受けた土地について、特例割合を3分の2と定めます。なお、市税条例の第61条の2に該当する資産、資料の1ページ目の(ア)のところにあたりますが、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産につきましては、都市計画税条例の規定によりまして、固定資産の課税標準の特例割合を都市計画税の課税標準の特例割合とするようになっておりますので、今回の都市計画税条例の改正には表れておりませんが、自動的に固定資産税と同じ特例割合が都市計画税にも適用されるということになっております。主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、項ずれ等による改正があります。審査のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりました。この二つの条例は関連しているということで説明を受けましたけれども、質疑についてはよろしいですか。「なし」と呼ぶ者あり) 質疑はないということで、討論もよろしいですね。「なし」と呼ぶ者あり) 討論もなしということで採決をいたします。議案第97号について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で8番の審査を終わります。お疲れ様でした。では、このまま執行部に退席していただいてから、引き続きさせていただきます。

(執行部退席)

河野朋子委員長 それでは引き続きまして9番の陳情要望について。本委員会

には2件の陳情要望が出されておりましたので。1件目が平成30年度の理科教育設備整備費等補助金予算額計上についてのお願いというものですけど、皆さんありますか。この件についてここで御意見などあれば伺いますが。（「なし」と呼ぶ者あり）特によろしいですか。それではそれぞれの委員でこの件について熟読しておくということで取り計らいます。2点目の平成30年度税制改正に関する提言についてということで、陳情が出されておりますが、これについてはいかがでしょうか。税制改正ということで、国に対して提言をされておることについての趣旨を読み取ってほしいという要望でありますけども、ここで何か取り立てて議論するようなことはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）特になければそれぞれでしっかりと読んでおくということで取り計らいたいと思います。それでは閉会中の継続調査について、資料が出ていますが。見ていただいて、更に付け加えるもの、あるいはちょっと変更するようなものがあればここで決定したいと思います。

高松秀樹委員 この調査事項は総務文教常任委員会の所管事項を全て網羅していると考えていいんですか。

河野朋子委員長 全て網羅しているとは言えない。今までどうですか。その都度その都度必要なものを付け加えたりまとめたりしていますので、完全にそうはなっていないと思いますし、削除していくもの。

高松秀樹委員 一般的に言えば、閉会中の継続審査事項というのは、調査事項に入っていない事項については閉会中に調査できないと認識しています。ということは、通常であれば所管事項をより細かく書くというのが一般的です。その観点からすると、教育と文化等に関することのみ細目が書いてあるという理由が分からない。そこをきちんとしたほうがいいのかなど。これで網羅しているならそれでいいですけど。

河野朋子委員長 これは、閉会中に調査すべき、調査できるということで取り

上げていますから、毎回毎回全てを取り上げていくのか、あるいは絞って載せていくのかということにもなると思いますが。そういった取決めもしておりませんでしたよね。

高松秀樹委員 基本的には全て挙げてでも挙げなくてもいいんですが、閉会中に突発事項が生じた場合、ここの調査事項に挙げていなければ建前上、閉会中の審査ができないということになっていきますので、大分前の議会ではここに結構な数を網羅していました。それで全てに対応できるという姿勢を取っていたんで。

河野朋子委員長 ここについては特に取決めはしていなかったと思うんですよね。だから、そのときそのときで言われたように全部挙げていたほうがいいのではないかとということで挙げていたこともあれば、むしろ何を調査するのか見えにくいから個別に挙げたほうがいいんじゃないかという考え方もあって、どちらが正しいとも言い切れないんですけど、本委員会については、この3月の定例会までにここの調査事項についてどの程度挙げるかを話し合っただけで決めていくということになる。今は高松委員が一つの意見を出されました。全て網羅したほうがいいのではないか。

中村議会事務局長 閉会中の継続調査事項の項目挙げについては、高松委員が言われるように、突発等があったときに調査ができるように全ての項目を挙げるという考え方もあります。いろんな考え方があって、そういう形でやっている議会も多々あることは承知しております。以前、そういった形で全て項目を挙げておったという状況があるんですが、実際にこの継続調査事項についてどういう位置付けになるかということ、閉会中に審査するものをある程度明確にしてほしいというような執行部の意向もあって、絞り込んだという経緯があります。ただ、突発的な事項があったときはどうするかといったときに、そのときは臨機応変に対応しますということがあって、今の状況になったということがありますが、非常に難しいというか二つの考え方があって、どちらを取ったほうがいい

のかは執行部との協議によって変わってくるのかなと思っております。

高松秀樹委員 これは議会の継続調査事項なので、執行部との調整はもちろん必要なんですが、まずは議会側でどのように考えるのかと。今言われるとおりであったら、突発事項が本当に何かあった場合、ここに挙がっていなければ基本的に調査できない、開かれないんです。いろんな項目、全ての所管事項を挙げるだけなので、議決されておったほうが本当に何かあった場合に動きやすいという現象が生じると思っています。挙げたからって何っていうことはないですよ。文字数が増えるだけなんで。挙げておいたほうがいいかなという気がします。皆さんがこれでいいよということであればそれでもいいんですが。

河野朋子委員長 という意見一方でありましたけど、ほかの委員の皆さんはいかがですか。

笹木慶之委員 これは、総務文教常任委員会だけの問題じゃないと思うんです。他の委員会との関係もありますから、今のような意見があったということで、決して否定するものではないわけで。ただ、局長から話があったように二者択一でこちらのほうを選んできたという経緯があるということですから、全体の中で、ほかの委員会のこともあると思いますから。ほかの委員会が別の形を取っていて、総務文教だけこうであればそれはそれで単独でしょうが、議会としてどうあるべきかといった形で処理していくべき事項ではないかと思えます。

河野朋子委員長 これはほかの委員会との絡みもありますし、議会としてどうするかということは、これから議運なりとかで話し合っていく必要があるかと思えますけど、今回のことに限っては委員会で決定しないといけませんので、そういった提案もあったということを含めて今回の件については・・・（発言する者あり）また委員会を開いてやりますか。

長谷川知司委員 今、ほかの常任委員会との調整が必要であればそれはそれでいいんですけど、ここに書いてある中でちょっと気になるのが、教育、文化等に関するところだけ、さっき高松さんも言われたように、細かく書かれているんです。この（１）、（２）、（３）をのけるということはどうなんですかね。教育・文化等に関すること。そうしないと、もしいじめとかの問題があったときにどうなるのかなと思った。

河野朋子委員長 それが先ほど局長からも経緯がありましたけど、個別具体的に今後こういったことがあるだろうということを明確にしていって、絞ってこうという中で、今回ここに残っているのは学校給食に関しては給食センターのこと、施設のことは埴生とか、ああいったことがあったのでちゃんと挙げてやりましょうという姿勢を示すためにやってきたんだけど、それに対しての全部網羅するようなものにすべきじゃないかという、その辺どちらがどうなのかというのが完全に結論が出せないというのはそうなんですけど、方向性をちゃんと絞ってからのほうがいいと言われるのであれば、改めて委員会を招集して決定するということになりますけど。

高松秀樹委員 所管事務の調査事項は、基本的には個別具体的に項目を羅列すべきだというのが、恐らく全国議長会の見解だと思うんです。だから以前は総務だけでも１ページ使うぐらい議決していましたよね。そこは調査しておいたほうが。きちんと議会内のルールですので、やっていかれたほうがいいんじゃないか。笹木委員の言われるように、ほかとのバランスも必要だと思っていますので。今日議決しないといけないという話になれば、こっちも譲歩すべきところは譲歩するんですが、ほかのところの調整ということになれば今日議決できないという話になるし。

河野朋子委員長 これは最終日に本会議でやるというわけですよ。それまでだったら間に合うということですかね。では、その辺調整して、改めて委員会でもう１回議決するという形でさせていただいて、この件につい

ては、ここでは決定をしないということで、一応預からせていただけますか。

笹木慶之委員 先ほど言いましたように、全体的な問題がありますから、そういう手続を経てやるということになればそういうことなのでしょうけれども、今までの経緯からすると、先ほど説明があったように、限定してきておるということですから、どこでスイッチを切替えるかのことだけ。その辺を含めて。切替えのタイミングをどうするかだけ。

河野朋子委員長 改めて3常任委員会を含めて、これに関してどういうふうな方針でいくかということを一貫してから、改めて委員会で決定するというようにさせていただいてよろしいですか。では、この件についてはそのように取り計らいます。以上で、この総務文教常任委員会は閉会いたします。お疲れ様でした。

---

午前11時10分 散会

---

平成29年（2017年）12月6日

総務文教常任委員長 河野朋子